

でいさーびすとなりぐみ

草津市介護予防・日常生活支援総合事業における

通所型サービス（介護予防型デイサービス）

重要事項説明書

当事業所は、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス（介護予防型デイサービス）の提供の開始にあたり、事業所の概要、提供されるサービス内容及び契約上ご注意頂きたいこと等を次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社エーダンライフ
主たる事務所の所在地	〒525-0067 草津市新浜町463番地19
代表者（職名・氏名）	代表取締役 松永 将孝
設立年月日	平成25年10月2日
電話番号	077-516-8626

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	でいさーびすとなりぐみ	
サービスの種類	草津市介護予防・日常生活支援総合事業における 通所型サービス（介護予防型デイサービス）	
事業所の所在地	〒525-0028 草津市上笠二丁目18番16号	
事業所の管理者	松永 将孝	
電話番号	077-596-5647	
指定年月日・事業所番号	平成29年4月1日	2590600272
実施単位・利用定員	1単位	定員18人
通常の事業の実施地域	草津市（玉川中学校区のうち東海道新幹線以西、高穂中学校区のうち名神高速道路以西）	

3. ご利用事業所の主な設備の概要

食堂・機能訓練室	65.7 m ²
静養室	8.5 m ²
相談室	3.9 m ²
事務室	2.7 m ²
脱衣室	3.4 m ²
浴室	4.8 m ²
身障者用トイレ	3.8 m ² ・ 3.6 m ² の2箇所

4. 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

要支援状態等の利用者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援や機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。

(2) 運営の方針

- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場でサービスの提供に努めます。
- ・事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、草津市、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ・通所型サービス（介護予防型デイサービス）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行います。
- ・上記のほか、草津市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施します。

5. 提供するサービスの内容

通所型サービス（介護予防型デイサービス）の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行います。

介護予防型デイサービス計画の作成	利用者の目標達成を目指すために介護予防型デイサービス計画を作成します。
入浴サービス	一般浴槽による入浴です。利用者の状況に応じた必要な入浴サービス

	スを行います。
健康状態の確認	血圧測定・検温を実施します。
レクリエーション等	季節に応じた行事やゲーム等の活動、体操を実施します。
送迎	ご自宅と事業所との間の送迎を行います。
生活相談・助言	利用者及びその家族から生活相談を受け、助言します。
機能訓練	体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練、及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行います。
日常生活上の世話	日常生活上、必要な世話をします。

6. 営業日時

営業日	月曜日～土曜日（祝日含む） ただし、年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時20分から午後4時30分まで ご希望によりサービス提供時間の前後に延長サービスのご利用が可能です。その際、適当数の従業者を配置します。

7. 従業者の職種、員数及び職務の内容

従業者の職種	人数	職務の内容
管理者	1	管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行います。
生活相談員	1人以上	生活相談員は、サービスの利用申込に係る調整、利用者の生活相談、面接、身上調査並びにサービス提供の企画、実施に関すること及び従事者に対する助言指導、介護予防型デイサービス計画の作成、説明等を行います。
介護職員（従事者）	1人以上	介護職員は、利用者への介護、その他の介護サービスの提供に従事します。
看護職員	1人以上	看護職員は、利用者の日常生活の自立を支援及び体調観察、緊急時の対応等を行います。

機能訓練指導員	1人以上	機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むために必要な機能の維持、改善及びその減退を防止するための業務に従事します。
---------	------	---

8. 利用料等

(1) 通所型サービス（介護予防型デイサービス）の利用料

別添をご参照下さい。

(2) その他の費用

食事代	1食当たり	600円
おむつ代	リハビリパンツ Mサイズ	1枚 74円
	Lサイズ	1枚 83円
	パット 小	1枚 14円
	大	1枚 39円
複写物	1枚当たり	10円
レクリエーション費用		実費
交通費	通常の事業実施地域を越えた地点から1km当たり50円	
延長サービス利用料	30分当たり500円（30分未満の端数は切り捨て）	

おむつ代は使用時のみのご請求となります。

※その他、実費が生じた場合は、本人の同意を得て、実費を徴収します。

利用者は、利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用の中止をする場合には、利用者はサービス実施日の前営業日迄に事業者申し出ることとします。

キャンセル期限	キャンセル料
前営業日 17時30分までに申し出がある場合	無料
前営業日 17時30分までに申し出がない場合	食事代相当額（600円）

(3) 支払い方法

毎月月末締めとし、翌月10日までに当月分の料金を請求いたします。

お支払い方法は、自動振替、現金支払いまたは、振り込みとさせていただきます。

<input type="checkbox"/> 自動振替	滋賀銀行口座よりの自動振替（振替日 翌月20日）
<input type="checkbox"/> 現金支払い	サービス利用翌月15日までに集金にお伺いします。

□ 振り込み	<p>サービス利用翌月20日までに、当施設指定口座にお支払いください。</p> <p>金融機関名 滋賀銀行 草津西支店</p> <p>口座名義人 株式会社エーダンライフ 代表取締役 松永将孝</p> <p>口座番号 普通 900560</p> <p>※振り込みの場合、お客様にて振込手数料のご負担をお願いいたします。</p>
--------	--

9. 緊急時における対応方法

- ・サービス提供中に利用者の体調や容体の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医及び家族等に連絡する等の措置を講じます。
- ・病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請する場合があります。

10. 事故発生時の対応

- ・通所型サービス（介護予防型デイサービス）の提供により事故が発生した場合は、速やかに家族、地域包括支援センター（又は指定介護予防支援事業者）および草津市に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・通所型サービス（介護予防型デイサービス）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

11. 非常災害対策

- ・サービス提供中に非常災害が発生した場合は、当事業所の非常災害対策マニュアルに従い、迅速且つ安全な避難誘導を行います。また、非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

12. 苦情相談窓口

(1) 事業所における苦情の受付

事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

所在地 滋賀県草津市上笠二丁目18番16号

電話番号 077-596-5647

FAX番号 077-596-5648

苦情受付窓口 (担当者) 松永 将孝

受付時間 月曜日～土曜日（祝日含む）8：30～17：30

ただし、12月30日～1月3日を除く。

(2) その他

事業所以外にも以下の関係機関にも苦情・相談窓口があります。

(各窓口の連絡先一覧)

窓 口	電 話 番 号
滋賀県国民健康保険団体連合会	077-510-6605
草津市介護保険課	077-561-2369
滋賀県庁健康医療福祉部医療福祉推進課介護保険室	077-528-3523

13. 個人情報の保護について

- (1) 利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- (2) 利用者及びその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者及びその家族の了解を得るものとします。

14. 衛生管理等について

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

15. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹

底を図ります。

- (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

16. 身体拘束等の禁止

事業者は、事業の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとします。

- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

17. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	あり なし
	なし		

19. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 事業所の管理者その他の従事者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令

は、すべて事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

- (2) 利用者は通所型サービス（介護予防型デイサービス）の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意します。
- (3) 利用者が風邪、病気等の際はサービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合があります
- (4) 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または、中止することがあります。
- (5) ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- (6) 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。

本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

(事業者)

〒 5 2 5 - 0 0 6 7

所在地 滋賀県草津市新浜町463番地19

名 称 株式会社エーダンライフ

代表者 代表取締役 松永 将孝

説明者 氏 名 _____ 印

私は、事業者から本書面により、重要事項の説明を受け、本書面を受領しました。

(本人)

住 所 〒 _____

電話

氏 名 _____ 印

(代理人又は代筆者)

住 所 〒 _____

電話

氏 名 _____ 印

本人との続柄

代筆の理由

個人情報等の取り扱いについて

事業者は、私の個人情報について、本人の同意に基づく場合を除いて、下記の利用目的の範囲を越えて使用いたしません。

<利用目的>

1 事業所内における利用目的

- ・利用者に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・利用開始・終了等の諸手続き
- ・会計及び経理
- ・介護事故等の報告
- ・利用者への介護サービスの向上
- ・介護実習への協力
- ・介護の質の向上を目的とした事例研究
- ・その他、利用者に関わる管理運営事業

2 他事業所への情報提供に係る利用目的

- ・他の介護予防サービス事業所、第1号事業所、医療機関等との連携
- ・他の介護予防サービス事業所、第1号事業所、医療機関等からの照会への回答
- ・利用者への介護サービスのため外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・国民健康保険団体連合会へのレセプト提供
- ・国民健康保険団体連合会又は保険者からの照会への回答

(事業者)

〒 5 2 5 - 0 0 6 7

所在地 滋賀県草津市新浜町463番地19

名 称 株式会社エーダンライフ

代表者 代表取締役 松永 将孝

私は、事業者から本書面により、その説明を受け、その情報の提供に同意しました。

平成 年 月 日

(利用者)

住 所 〒 ー

電話

氏 名 印

(家 族)

住 所 〒 ー

電話

氏 名 印

利用者との続柄 代筆の理由